

VI 臨時販売場制度

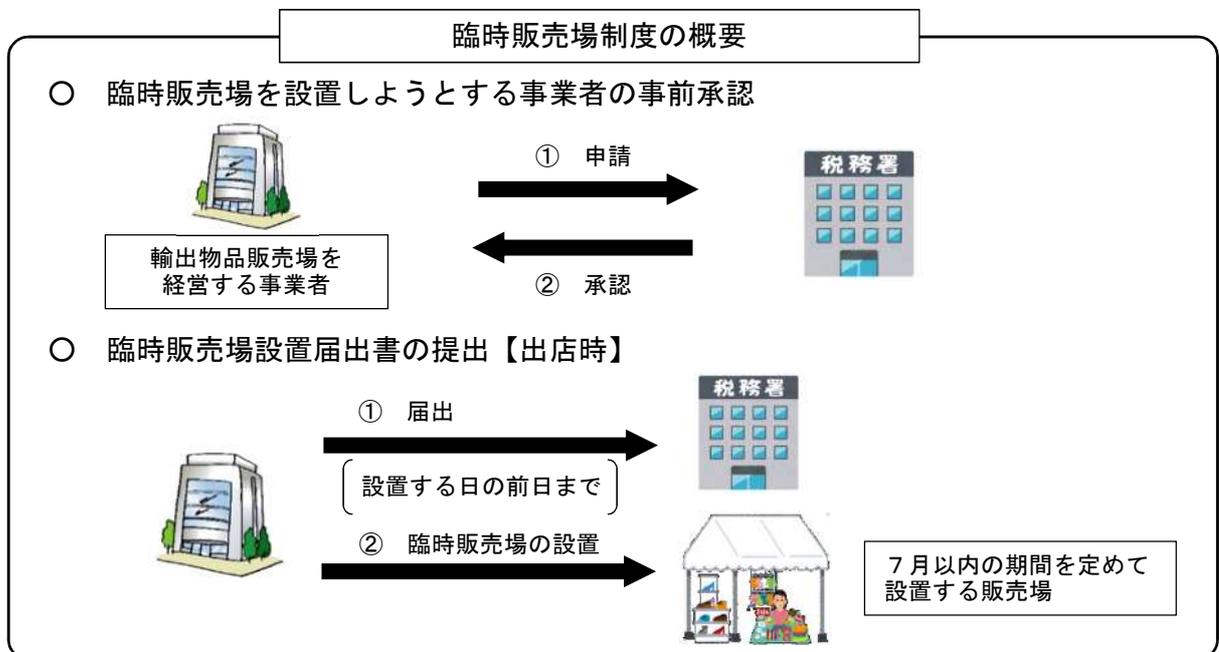
(臨時販売場制度の概要)

問115 臨時販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「臨時販売場制度」とは、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限りま
す。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）としてあ
らかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する日の前日
までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該臨
時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です（消法8⑨⑩）。

なお、臨時販売場における免税販売手続については、「一般型又は手続委託型」、「自動販
売機型」の区分に応じて行うこととなります。



《参考》設置期間（7月以内）の計算方法（月の途中から販売場を設置する場合）
期間の計算において、月の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月の起算日に
応答する日の前日に満了することとされています（応答する日がないときは、その月の末日に満了
することとなります。）。

(例) X年1月19日から設置する場合

起算日：X年1月19日

応答日の前日（設置日から7月以内）：X年8月18日

⇒ X年8月18日まで設置する販売場については、臨時販売場に該当しますが、X年8月19
日以後も引き続き設置する販売場は、臨時販売場に該当しません。

※ 臨時販売場に該当しない販売場については、輸出物品販売場として許可を受けること
により、免税販売を行うことができます。

(臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続)

問116 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

臨時販売場において免税販売を行う場合は、臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消法8⑨⑩）。

具体的には、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」に次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります（消令18の5①、消規則10の8②）。

≪「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」の添付書類≫

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制（免税販売記録の保存体制等）が整備されていることを証する書類
 - ・ 臨時販売場において行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程等
- ② 次のイ又はロのいずれかの書類
 - イ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績（催事場、イベント等への出店等）がある場合、その事実を証する書類
 - ・ 過去に出店したイベント等の出店契約書の写し等
 - ロ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思（イベント等への出店の意思）を有する旨を証する書類
 - ・ 出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）等
- ③ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報等
- ④ 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リスト等

【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者の場合は、上記に加えて以下の書類】

- ⑤ 臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類
 - ・ 臨時販売場における免税販売方法を記したマニュアル等

※ ③及び④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付してください。
また、承認要件の確認のために追加資料の提出を依頼する場合があります。

《「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」の添付書類》

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制（免税販売記録の保存体制等）が整備されていることを証する書類
 - ・ 臨時販売場において行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程等
- ② 次のイ又はロのいずれかの書類
 - イ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績（催事場、イベント等への出店等）がある場合、その事実を証する書類
 - ・ 過去に出店したイベント等の自動販売機設置契約書の写し等
 - ロ 7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思（イベント等への出店の意思）を有する旨を証する書類
 - ・ 出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）等
- ③ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報等
- ④ 臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リスト等

※ ③及び④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付してください。

なお、上記のほか、承認要件の確認のために追加資料の提出を依頼する場合があります。

（注） 臨時販売場を設置しようとする事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」・「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください（消令18⑦、消規則6の2①）。詳しくは、問53、129をご参照ください。

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認要件）

問117 臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です（消令18の5②、消規則10の8③、消基通8-2-5）。

《一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること※。
- ② 手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ④ 一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る許可を受けている事業者であること。

※ 「臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること」とは、臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場を閉鎖した後も適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。

《自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- ① 臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること※。
- ② 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

※ 「臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること」とは、臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場を閉鎖した後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。

(注) 臨時販売場を設置しようとする事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」・「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください（消令18⑦、消規則6の2①）。詳しくは、問53、129をご参照ください。

(手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が臨時販売場を設置しようとする場合の承認)

問118 当社は、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを経営していますが、臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請を行うことができますか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者であっても臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請を行うことができます。

ただし、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者が臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けようとする場合、臨時販売場において自ら免税販売を行うための必要な体制が整備されていることが必要となります(消令18の5②一、消規則10の8③二)。詳しくは、問117をご参照ください。

(臨時販売場を設置する事業者の承認を受けていた場合)

問119 当社は、「臨時販売場を設置する事業者の承認申請書」を提出して臨時販売場を設置する事業者の承認を受けていましたが、改めて「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請書(一般型・手続委託型用)」を提出する必要はありますか。

【答】

「臨時販売場を設置する事業者の承認申請書」を提出して臨時販売場を設置する事業者の承認を受けている事業者は、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けたものとみなされます(改正令附則2)。

したがって、「臨時販売場を設置する事業者の承認申請書」を提出して臨時販売場を設置する事業者の承認を受けていた事業者は、改めて「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請書(一般型・手続委託型用)」を提出する必要はありません。

なお、臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、「臨時販売場設置届出書(一般型・手続委託型用)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消法8⑨)。詳しくは、問120をご参照ください。

(臨時販売場の届出)

問120 臨時販売場の届出手続について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売

場設置届出書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消法8⑨）。

「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」には、次の書類を添付して提出することとなります（消法8⑨、消規則10の9②）。

≪「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」の添付書類≫

- ① 臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
- ② 届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類
 - ・ テナント契約書、出店許可書の写し等
- ③ その他参考となる書類
 - ・ 取扱商品リスト等

【「手続委託型」の場合は、上記に加え以下の書類】

- ④ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
(特定商業施設が商店街である場合)
 - ・ 商店街の地区等の範囲(隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。)に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税販売手続カウンターの場所を付記したもの
 - ※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。
(特定商業施設が大規模小売店舗又は一棟の建物である場合)
 - ・ ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイド等に販売場と免税販売手続カウンターの場所を付記したもの
- ⑤ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続（購入記録情報の提供に係るものを除きます。）の代理に関する契約書の写し
- ⑥ 特定商業施設に該当することを証する書類
(特定商業施設が商店街である場合)
 - ・ 商店街振興組合にあっては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定款の写し
 - ・ 事業協同組合にあっては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の定款の写し
 - ※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

(特定商業施設が大規模小売店舗又は一棟の建物である場合)

- ・ 大規模小売店舗にあつては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し
(当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの)又はこれに代わる書類
 - ・ 一棟の建物にあつては、建物の登記事項証明書(登記簿謄本)の写し
- ⑦ 免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合(消令18の2⑤の規定の適用を受ける場合)は次の書類
- ・ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることが確認できる書類(組合員名簿等)
- ⑧ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合(消令18の2⑥の適用を受ける場合)は次の書類
- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらし等
 - ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記載した書類等
- ⑨ 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行うために、販売場から免税手続カウンターへ連絡(共有)する情報が記載された書類
- ・ 販売場で発行するレシートのひな型等
- ※ 免税手続カウンターにおいて、次のイ及びロを行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続カウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や情報共有の具体的な方法等を記した適宜の書類
- イ 「免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除きます。)の代理に関する契約」を締結している手続委託型臨時販売場(免税販売手続の区分を「手続委託型」とした臨時販売場をいいます。以下同じです。)で販売された物品であることの確認
- ロ 免税販売手続を行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断
- ⑩ 商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることが分かる資料(特定商業施設が商店街である場合)
- ・ 組合員名簿等
- ※ ③、⑨及び⑩の資料については、臨時販売場における免税販売方法等の確認のため参考として添付してください。

≪「臨時販売場設置届出書(自動販売機型用)」の添付書類≫

- ① 臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
- ② 届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類

- ・ 自動販売機設置契約書、出店許可書の写し等
 - ③ その他参考となる書類
 - ・ 取扱商品リスト等
- ※ ③の資料については、臨時販売場における免税販売方法等の確認のため参考として添付してください。

(臨時販売場設置届出書の事後提出)

問121 当社は、百貨店の期間限定イベント（夏季限定（3か月間）のイベントであり、出店する販売場は当該イベント終了をもって閉鎖します。）に出店していますが、免税販売を行う準備が整わなかったことから、販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することができませんでした。出店後に免税販売を行う準備が整い、「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合、その提出日の翌日以後の期間について、免税販売を行うことができますか。なお、当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。

【答】

臨時販売場において免税販売を行う場合には、当該臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消法8⑨)。

したがって、事前に「臨時販売場設置届出書」を提出していない場合には、当該臨時販売場において免税販売を行うことはできないこととなります。

ただし、販売場設置時において免税販売を行う準備が整っていない場合や設置期間の途中で免税販売を行う経営判断をする場合等も考えられるため、「臨時販売場設置届出書」の提出が臨時販売場設置日以後となった場合も、提出した日の翌日以後の期間については、免税販売を行うことは可能としています。

この場合において、販売場の設置期間が7月以内かどうかの判定に係る起算日は実際に販売場を設置した日となるため、「臨時販売場設置届出書」に記載する設置期間の始期は、実際に販売場を設置した日を記載してください。

(同時期の複数出店)

問122 同時期に複数の臨時販売場を設置することはできますか。

【答】

同時期に複数の臨時販売場を設置することは可能です。この場合、設置しようとする臨時販売場ごとに「臨時販売場設置届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(手続委託型臨時販売場)

問123 当社は、一般型輸出物品販売場として許可を受けた販売場のみを経営していますが、今般設置する臨時販売場が特定商業施設内にあることから、当該販売場については、免税販売手続を「手続委託型」として行いたいと考えています。この場合どのような手続が必要ですか。なお、当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けています。

【答】

一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置する場合、臨時販売場で免税販売を行う際の免税販売手続の区分は、「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」に記載することとされており（消規則10の9①一）、一般型輸出物品販売場のみの許可を受けている場合であっても、免税販売手続の区分を「手続委託型」と記載した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」に必要な書類を添付して提出することにより、当該臨時販売場において「手続委託型」として免税販売を行うことができます。

なお、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にある必要があり、かつ、当該臨時販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する一の承認免税手続事業者との間において、一定の要件を満たす関係がある必要があります。

特定商業施設については問68、69を、承認免税手続事業者との間の一定の要件を満たす関係については問78、79をご参照ください。

※ 「臨時販売場設置届出書」の添付書類等については、問120をご参照ください。

(手続委託型臨時販売場における購入下限額)

問124 当社は、特定商業施設内において実施されている夏季限定イベント（3か月間のイベント）へ出店しており、当該出店した販売場について、免税販売手続の区分を「手続委託型」とする「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」を提出しています。この場合、免税手続カウンターにおいて行う免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）の判定は、当社が出店する臨時販売場と他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額とを合算して行うことができますか。

【答】

手続委託型臨時販売場における免税販売手続については、手続委託型輸出物品販売場に係る規定が適用されることとなります。

したがって、一の特定商業施設内において承認免税手続事業者が同一である他の手続委託型輸出物品販売場（他の手続委託型臨時販売場を含みます。）で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と手続委託型臨時販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合

算して、免税販売の対象となる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）以上であるかを判定することができます（消令18④、18の3①）。

なお、免税手続カウンターで免税販売手続を行う物品の全てについて、必ず合算して免税販売の対象となる下限額以上であるかの判定を行わなければならないということではありません。

（臨時販売場を対象とした承認免税手続事業者）

問125 当社は、外国人旅行客を対象としたイベントを8月1日から8月31日までの期間限定で開催することを予定しており、複数の事業者が出店することとなっております。当該イベントに出店する事業者については、臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認を受けてもらい、免税販売を行うことができる体制を整えることとしていますが、免税販売手続については、当社が一括して行いたいと考えております。この場合、当社は当該イベントを対象に承認免税手続事業者になることはできますか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度とは、税務署長の承認を受けた承認免税手続事業者が、特定商業施設内に設置された免税手続カウンターにおいて他の事業者が経営する輸出物品販売場の免税販売手続を代理することができる制度です。

したがって、承認免税事業者としてイベントに出店する臨時販売場の免税販売手続を一括して行うためには、イベント会場が特定商業施設に該当する必要があります。

イベント会場が特定商業施設に該当し、貴社が消費税の課税事業者である場合は、貴社が承認免税手続事業者の承認を受けることにより、臨時販売場を出店する事業者から免税販売手続の委託を受けることができます。

なお、「特定商業施設」については問68～74を、「承認免税手続事業者」の承認申請等については問81、82をご参照ください。

（臨時販売場の変更届出）

問126 臨時販売場について、設置期間、免税販売手続の区分、指定自動販売機の指定番号・管理番号及び設置場所等を変更した場合の手続について教えてください。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置することについて、納税地の所轄税務署長に届出を行った後、その届出を行った臨時販売場の設置期間や免税販売手続の区分等を変更した場合には、遅滞なく、納税地の所轄税務署長にその変更した事項について「臨時販売場変更届出書」により届け出る必要があります（消令18の5⑤、消規則10の9③）。

なお、免税販売手続の区分を「一般型」から「手続委託型」へ変更する場合には、特定商業施設の見取図等（問120の「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」の添付書類の④～⑩の書類）を添付する必要があります。

また、免税販売手続の区分を「一般型又は手続委託型」から「自動販売機型」に変更しようとする場合又は「自動販売機型」から「一般型又は手続委託型」に変更しようとする場合は以下の手続が必要となります。

「免税販売手続の区分を「一般型又は手続委託型」から「自動販売機型」に変更しようとする場合」

「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）」を提出して、承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を提出する必要があります。

「免税販売手続の区分を「自動販売機型」から「一般型又は手続委託型」に変更しようとする場合」

「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」を提出して、承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（一般型用・手続委託型用）」を提出する必要があります。

なお、自動販売機型輸出物品販売場の許可のみ受けている事業者が、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）」を提出する場合、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」を提出して、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

また、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場の設置場所を変更する場合には、新たに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」を提出する必要があります。ただし、当該設置場所の変更が新たな臨時販売場の設置とはいえない場合（例えば、特定商業施設内で手続委託型臨時販売場を免税販売手続の区分を変更しないで移動する場合）には、「臨時販売場変更届出書」を提出する必要があります。

おって、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場の設置場所を変更する場合は、「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」の提出が必要となります。

（注） 臨時販売場の設置場所を変更するために、新たに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）」を提出する場合は、届出書の参考事項欄にその旨を記載します。

※ 設置期間が7月を超えることとなった場合については、問127をご参照ください。

(設置期間が7月を超えることとなった場合)

問127 4か月設置するとして届出を行った臨時販売場について、期間を延長し、1年間設置することとなりました。4か月経過後も引き続き免税販売を行いたい場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

免税販売を行うことができる臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られるため、1年間設置する販売場については、臨時販売場に該当しません(消法8⑨)。

また、7月を超える期間を設置期間とする「臨時販売場変更届出書」を提出した場合も、免税販売を行うことができる期間は、変更前の期間に限られます(消令18の5⑤)。

したがって、4か月経過後、7月を超えて引き続き免税販売を行う場合には、あらためてその販売場について輸出物品販売場として許可を受ける必要があります。

なお、輸出物品販売場の許可については、一定の審査期間を要しますので、時間的余裕を持って手続を行ってください。

※ 輸出物品販売場の許可申請については、問23、75、100をご参照ください。

(継続予定の販売場)

問128 当社は、ショッピングモールのテナントとして出店を考えています。当該テナントの賃貸借契約は6か月ですが、当該期間経過後も、賃貸借契約を更新して、出店を継続する予定です。臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合、当該販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」を提出することにより、当該販売場において免税販売を行うことができますか。なお、賃貸借契約書には自動更新についての定めはありません。

【答】

臨時販売場は、7月以内の期間を定めて設置する販売場に限られます。(消法8⑨⑩)。

したがって、賃貸借契約の期間が7か月以内の場合に、賃貸借契約終了後も継続して販売場を経営する予定である場合は、「7月以内の期間を定めて設置する販売場」に該当しないため、臨時販売場に係る手続ではなく、輸出物品販売場の許可を受けることにより免税販売を行うこととなります。

なお、出店を継続しないこととなった場合は、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 輸出物品販売場の許可申請については、問23、75、100をご参照ください。

(臨時販売場を設置しようとする事業者の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出)

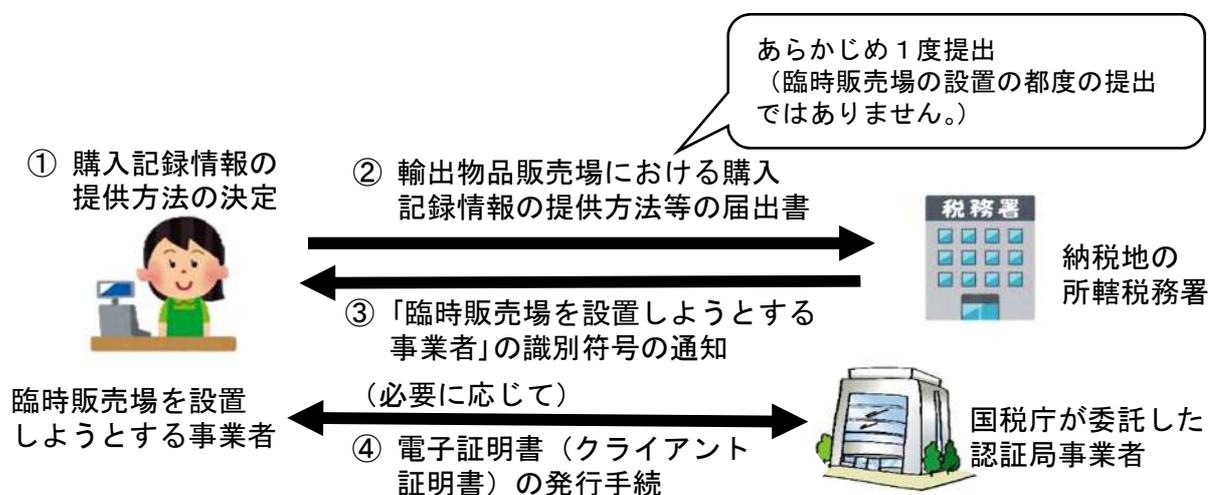
問129 当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、設置する臨時販売場について「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出はどのように行えばよいですか。

【答】

臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」をあらかじめ納税地の所轄税務署長に提出し、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、臨時販売場の識別符号の通知を受け、設置するいずれの臨時販売場についても、同じ識別符号を使用して購入記録情報を送信する必要があります(臨時販売場の設置の都度、届出を行う必要はありません)。

なお、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書(クライアント証明書)についても、設置するいずれの臨時販売場の送信機器にもインストールする必要があります。

また、購入記録情報の提供方法について、設置する臨時販売場ごとに異なる方法を採用する可能性がある場合は、臨時販売場に係る免税販売について自ら購入記録情報を提供し、かつ、電子証明書(クライアント証明書)が必要であるものとして、届出書の提出を行って差し支えありません。



(臨時販売場における購入記録情報の提供)

問130 臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場における購入記録情報の提供について教えてください。

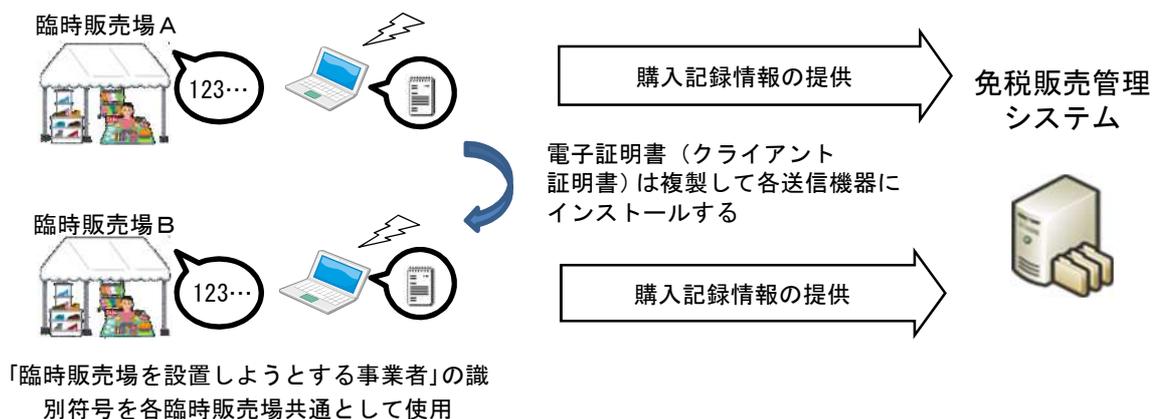
【答】

臨時販売場で免税販売を行う場合においても、輸出物品販売場における免税販売の場合と同様に、購入記録情報を免税販売手続の際に遅滞なく国税庁長官に提供する必要があります(消法8⑨、消令18⑦)。

臨時販売場については、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、あらかじめ臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号として通知を受け、設置するいずれの臨時販売場についても同じ識別符号を使用して購入記録情報を送信することとなります。

また、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書（クライアント証明書）についても、設置するいずれの臨時販売場の送信機器にもインストールすることとなります。

（各臨時販売場の送信機器から直接送信する場合）



（臨時販売場に係る購入記録情報の保存）

問131 当社は、臨時販売場を設置しようとする事業者として納税地の所轄税務署長の承認を受けていますが、臨時販売場に係る購入記録情報の保存について教えてください。

【答】

臨時販売場に係る購入記録情報についても、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った臨時販売場の所在地（臨時販売場の閉鎖後は納税地）に保存しなければならないこととされています（消法8⑨、消規則7①）。

また、通常の輸出物品販売場の場合に加えて、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制を整備し、適切に保存する必要があります。

輸出物品販売場における購入記録情報の保存については、問51をご参照ください。